

平成22年度 組織改正（案）

平成22年 1月

豊島区組織等検討委員会

1. 組織数

	部	兼務	課	兼務
21年度	18		82	20
22年度	18		84	-
増 減	0		2	

※部は担当部長を含む。

※課は、地区連絡担当副参事(12)を含む。

2. 改正内容(部及び課)

(1) 新 設

庁舎建築担当課長
西部生活福祉課
がん対策担当課長
マンション担当課長

(2) 廃 止

副参事(政策調整担当)
定額給付金担当課長

(3) 改 組

旧	新
秘書課	区長室
生活福祉課(※一課体制)	生活福祉課(※二課体制)

(4) 名称変更

旧	新
管理調整課	福祉総務課

※新たな組織の名称は仮称です。

部 課 名	現 行 (平成21年4月1日現在。以下同じ)	改 正 後
1 政策経営部	政策経営部 - 企画課 - 財政課 - 行政経営課 - 秘書課 (改組) - 広報課 - 情報管理課 - 副参事(政策調整担当) (廃止)	政策経営部 - 企画課 - 財政課 - 行政経営課 - 区長室 (改組) - 広報課 - 情報管理課
改正内容 (理由)	○秘書課に副参事(政策調整担当)を統合し、区長室とする。	
部 課 名	現 行	改 正 後
2 政策経営部 区長室	秘書課 秘書係 副参事(政策調整担当) (廃止)	区長室 秘書係 政策調整担当係長 (新設)
改正内容 (理由)	○セーフコミュニティなど全庁的に調整が必要な重要政策への対策を強化するため、政策調整担当係長を設置する。	
部 課 名	現 行	改 正 後
3 総務部 契約課	契約課 - 契約係 - 検査担当係長	契約課 - 契約係 - 検査担当係長 - 入札契約制度改革担当係長 (新設)
改正内容 (理由)	○入札・契約制度の改革を推進するため、入札契約制度改革担当係長を設置する。	
部 課 名	現 行	改 正 後
4 施設管理部	施設管理部 - 財産運用課 - 施設課 - 庁舎建設室 - 施設計画課	施設管理部 - 財産運用課 - 施設課 - 庁舎建設室 - 施設計画課 - 庁舎建築担当課長 (新設)
改正内容 (理由)	○新庁舎建設における設計業務を円滑に行うため、庁舎建築担当課長を設置する。	
部 課 名	現 行	改 正 後
5 施設管理部 庁舎建築 担当課長		庁舎建築 担当課長 庁舎建築担当係長 (新設)
改正内容 (理由)	○新庁舎建設における設計業務を強化するため、庁舎建築担当係長を新設する。	

部 課 名	現 行	改 正 後
6 区民部	区民部 - 区民活動推進課 - 地域区民ひろば課 - 区民課 - 税務課 - 国民健康保険課 - 高齢者医療年金課 - 自治協働推進担当課長 - 定額給付金担当課長 (廃止) - 東部区民事務所 - 西部区民事務所	区民部 - 区民活動推進課 - 地域区民ひろば課 - 区民課 - 税務課 - 国民健康保険課 - 高齢者医療年金課 - 自治協働推進担当課長 - 東部区民事務所 - 西部区民事務所
改正内容 (理由)	○定額給付事業の終了に伴い、定額給付金担当課長を廃止する。	
部 課 名	現 行	改 正 後
7 区民部 区民課	区民課 - 管理係 - 戸籍届出係 - 戸籍証明係 - 住民記録係 - 外国人登録係 - 住居表示係 (廃止 ⇒ 住民記録係へ統合)	区民課 - 管理係 - 戸籍届出係 - 戸籍証明係 - 住民記録係 (統合) - 外国人登録係
改正内容 (理由)	○執行体制の見直しにより、住居表示係を廃止し、住民記録係へ統合する。	
部 課 名	現 行	改 正 後
8 清掃環境部 資源循環課	資源循環課 - 清掃計画係 - リサイクル推進係 - 地域連携係 (廃止⇒リサイクル推進係に統合)	資源循環課 - リサイクル推進係 (統合) - 清掃計画係
改正内容 (理由)	○執行体制の見直しにより地域連携係をリサイクル推進係に統合する。	
部 課 名	現 行	改 正 後
9 清掃環境部 豊島清掃事 務所	豊島清掃事 務所 - 管理係 - 作業係 - 資源収集係 - 指導係 (廃止⇒指導・繁華街係へ) - 許可係 - 繁華街対策担当係長 (廃止⇒指導・繁華街係へ)	豊島清掃事 務所 - 管理係 - 作業係 - 資源収集係 - 指導・繁華街係 (統合) - 許可係
改正内容 (理由)	○執行体制の見直しにより、指導係と繁華街対策担当係長を統合し、指導・繁華街係を設置する。	

部 課 名	現 行	改 正 後
10 保健福祉部	保健福祉部 健康担当部長 - 管理調整課 (名称変更) - 高齢者福祉課 - 障害者福祉課 - 生活福祉課 (分割⇒西部生活福祉課へ) - 介護保険課 - 中央保健福祉センター - 地域保健課 - 池袋保健所 - 生活衛生課 - 健康推進課 - 長崎健康相談所	保健福祉部 健康担当部長 - 福祉総務課 (名称変更) - 高齢者福祉課 - 障害者福祉課 - 生活福祉課 (改組) - 西部生活福祉課 (新設) - 介護保険課 - 中央保健福祉センター - 地域保健課 - 池袋保健所 - 生活衛生課 - 健康推進課 - がん対策担当課長 (新設) - 長崎健康相談所
改正内容 (理由)	○課名から事務分掌が分かるようにするため、名称を管理調整課から福祉総務課に変更する。 ○生活福祉課を生活福祉課と西部生活福祉課へ分割する。 ○がん対策及び在宅医療制度対策強化のため、がん対策担当課長を設置する。	
部 課 名	現 行	改 正 後
11 保健福祉部 障害者福祉課	障害者福祉課 - 障害者福祉担当係長 - 心身障害者福祉センター - 目白生活実習所 (廃止) - 目白福祉作業所 (廃止)	障害者福祉課 - 障害者福祉担当係長 - 心身障害者福祉センター
改正内容 (理由)	○目白生活実習所及び目白生活作業所の管理に指定管理者を導入したことにより、組織を廃止する。	
部 課 名	現 行	改 正 後
12 保健福祉部 生活福祉課	生活福祉課 - 生活福祉係 - 相談係 - 保護第一係 - 保護第二係 - 保護第三係 - 保護第四係 (移行⇒西部生活福祉課へ) - 保護第五係 (移行⇒西部生活福祉課へ) - 保護第六係 (移行⇒西部生活福祉課へ) - 自立支援担当係長	生活福祉課 - 生活福祉係 - 相談係 - 保護第一係 - 保護第二係 - 保護第三係 - 路上対策担当係 (新設) - 自立支援担当係長
改正内容 (理由)	○生活保護世帯の増加に伴う事務量増のため、生活福祉事業を2課体制に分割する。 ○路上対策業務強化のため、業務を一元化し、路上対策担当係を設置する。	

部 課 名	現 行	改 正 後
13 保健福祉部 西部 生活福祉課		西部生活福祉課 - 生活福祉係 (新設) - 相談係 (新設) - 保護第一係 (移行 ←生活福祉課より) - 保護第二係 (移行 ←生活福祉課より) - 保護第三係 (移行 ←生活福祉課より)
改正内容 (理由)	○生活保護世帯の急増に伴い、生活福祉事業を2課体制に強化する。	
部 課 名	現 行	改 正 後
14 保健福祉部 健康推進課	健康推進課 - 健康係 - 保健指導係 - 栄養係 (廃止 ⇒ 健康係に統合) - 医務担当係長 - 衛生検査担当係長 - 精神保健担当係長 - 歯科衛生担当係長 (廃止 ⇒ 健康係に統合)	健康推進課 - 健康係 (統合) - 保健指導係 - 医務担当係長 - 衛生検査担当係長 - 精神保健担当係長
改正内容 (理由)	○執行体制の見直しにより、栄養係及び歯科衛生担当係長を健康係に統合する。	
部 課 名	現 行	改 正 後
15 保健福祉部 がん対策 担当課長		がん対策担当課長 がん対策・ 地域医療担当係長 (新設)
改正内容 (理由)	○がん検診の受診率の向上及び在宅医療制度の対策強化のため、がん対策・地域医療担当係長を新設する。	
部 課 名	現 行	改 正 後
16 保健福祉部 長崎 健康相談所	長崎健康相談所 - 健康係 - 保健指導係 - 保健医療担当係長 - 栄養担当係長 - 歯科衛生担当係長 (廃止 ⇒ 健康係に統合)	長崎健康相談所 - 健康係 (統合) - 保健指導係 - 保健医療担当係長 - 栄養担当係長
改正内容 (理由)	○執行体制の見直しにより、歯科衛生担当係長を健康係に統合する。	

部 課 名	現 行	改 正 後
17 子ども家庭部 子ども課	子ども課 - 子ども施策調整係 - 放課後対策係 - 地域支援係 - 子どもスキップ(15) - 児童館(7) - 中高生センター(1)	子ども課 - 子ども施策調整係 - 放課後対策係 - 地域支援係 - 子ども福祉人材育成担当係長 (新設 ← 人材育成課より) - 子どもスキップ(17) (子どもスキップ仰高・長崎新設) - 児童館(6) (長崎第二児童館廃止) - 中高生センター(1)
改正内容 (理由)	○子ども家庭福祉を担う人材の育成を更に充実させるため、現場の実情等を反映しやすい子ども課へ移管する。 ○仰高児童育成室を廃止し、子どもスキップ仰高を新設する。 ○長崎第二児童館を廃止し、子どもスキップ長崎を新設する。	
部 課 名	現 行	改 正 後
18 子ども家庭部 保育園課	保育園課 - 保育園担当係長 - 池袋本町保育園 (廃止 ⇒ 民営化) 21園(区立園は24園)	保育園課 - 保育園担当係長 21園(区立園は24園)
改正内容 (理由)	○民営化に伴い池袋本町保育園を廃止する。	
部 課 名	現 行	改 正 後
19 都市整備部	都市整備部 - 都市計画課 - 住環境整備課 - 都市開発課 - 住宅課 - 建築指導課 - 建築審査課 - 都市再生プロジェクト担当課長	都市整備部 - 都市計画課 - 住環境整備課 - 都市開発課 - 住宅課 - 建築指導課 - 建築審査課 - 都市再生プロジェクト担当課長 - マンション担当課長 (新設)
改正内容 (理由)	○マンションの建替えや耐震などの相談を総合的に行うため、マンション担当課長を新設する。	
部 課 名	現 行	改 正 後
20 都市整備部 マンション 担当課長		マンション 担当課長 マンション担当係長 (新設)
改正内容 (理由)	○マンション対策業務を推進するため、マンション担当係長を新設する。	
部 課 名	現 行	改 正 後
21 教育委員会 教育センター	教育センター 次長 (廃止)	教育センター - 事務係 (新設) - 特別支援教育・教育相談係 (移行 ⇒ 教育指導担当係長より)
改正内容 (理由)	○効率的な事業運営のため、教育指導課の特別支援教育グループを教育センターへ移行する。	

平成22年度 組織改正(案)について

平成22年2月に行われた、予算内示会(資料番号3)からの変更点

部 課 名	現 行 (平成21年4月1日現在、以下同じ)	改 正 後
1 政策経営部	- 企画課 - 財政課 - 行政経営課 - 政策経営部 — 秘書課(改組) - 広報課 - 情報管理課 - 副参事(政策調整担当)(廃止)	- 企画課 - 財政課 - 行政経営課 - 政策経営部 — 区長室(改組) - 広報課 - 情報管理課 - セーフコミュニティ担当課長(新設)
改正内容 (理由)	○セーフコミュニティの推進に向けた横断的な総合調整を行うため、セーフコミュニティ担当課長を設置する。	
部 課 名	現 行	改 正 後
2 政策経営部 セーフコミュニティ担当課長		セーフコミュニティ担当課長 — セーフコミュニティ担当係長(新設)
改正内容 (理由)	○セーフコミュニティ活動に必要な調査・研究、関連団体との調整など、認証取得に向けた取り組みを推進するため、セーフコミュニティ担当係長を設置する。	
部 課 名	現 行	改 正 後
3 都市整備部	- 都市計画課 - 住環境整備課 - 都市整備部 — 都市開発課 - 住宅課 - 建築指導課 - 建築審査課 - 都市再生プロジェクト担当課長	- 都市計画課 - 住環境整備課 - 都市整備部 — 都市開発課 - 住宅課 - 建築指導課 - 建築審査課 - 都市再生プロジェクト担当課長 - マンション担当課長(新設) - 副参事(現庁舎周辺まちづくり担当)(新設)
改正内容 (理由)	○現庁舎周辺のまちづくりを行うため副参事を設置する。	